大阪市水道局技術研修等に係る市外からの受講申込の取扱要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市水道局（以下「水道局」という。）が職員を対象に実施する技術研修等に、市外の水道事業体等から受講希望の申込があった場合の取扱いについて定めることを目的とする。

（技術研修等の内容）

第２条　技術研修等の講義及び実技内容は、次の各号に定めるものとする。

（１）水道技術全般に関すること

（２）配水管に関すること

（３）給水管に関すること

（４）浄水処理に関すること

（５）電気設備に関すること

（６）機械設備に関すること

（７）水質に関すること

（８）その他水道事業に関すること

（本要綱の対象者）

第３条　本要綱に基づいて受講申込を行うことができる対象者は、次の各号に定める者とする。

（１）大阪市以外の地方公共団体が経営する水道事業体に従事する者

（２）前号以外で、受講することが一般に適当であると水道局が認める者

（受講申込に係る手続）

第４条　技術研修等の受講を希望する者（以下「申込者」という。）はあらかじめ、大阪市水道局 研修受講申込書（様式１）を提出しなければならない。

２　水道局は、前項の提出を受けた場合、当該受講の必要性及び当該受講に伴い想定される支障等の有無を慎重に検討したうえで、申込者に受講の諾否を通知するものとする。

（受講費の納入）

第５条　前条第２項により水道局が受講を承諾した申込者（以下「受講予定者」という。）は、水道局が定めた受講費を、水道局が指定した方法により、納入期限までに納入しなければならない。

（受講費の算定）

第６条　受講費は、研修実施原価、維持管理経費、諸経費により算定するものとする。
２　受講費の具体的な算定方法は、別に定める「大阪市水道局技術研修等受講費算定基準」及び「株式会社大阪水道総合サービス社員の大阪市水道局職員向け研修受講に関する協定の第３条第２項」によるものとする。

（受講予定者が受講しなかった場合の費用負担）
第７条　受講予定者が自己の都合により技術研修等を受講しなかった場合、受講費は受講予定者が負担するものとする。ただし、水道局の都合により技術研修等が中止または変更された場合は、この限りではない。

（修了証書の交付）
第８条　技術研修等を受講し、所定の課程を修了したと認める者に対し、修了証書（様式２）を交付する。

（損害の負担）
第９条　技術研修等の実施に伴い、水道局又は第三者に損害を与えた場合の補償費は、水道局又は第三者に故意又は重大な過失があるときを除き、申込者の負担とする。

（守秘義務）
第 10 条　水道局は、技術研修等の実施過程で知り得た業務上の秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、申込者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（施行の細目）
第 11 条　この要綱の施行について必要な事項は、研修・厚生当課長が別に定める。

附　則
この取扱規程は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。

附　則
この取扱規程は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附　則
この取扱規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附　則
この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附　則
この改正規程は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附　則
この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附　則
この取扱要綱は、令和 8 年 11 月 2 日から実施する。